

三種町の木材利用促進基本方針

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進の意義、建築物等における地元産木材（注）の利用促進に向けた取り組み、その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

（注：地元産木材とは、原則町内産とし、入手困難な場合は山本地区産とし、さらに困難な場合は秋田県産とし、さらに困難な場合は国内産とする。）

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義

三種町が公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する町民の理解を深めながら、民間建築物等での木材利用を促していく。

1 木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く町民一般の利用に供されるものであり、県や町による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、町民に対して木とふれあい木のよさを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、民間非住宅建築物において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の維持的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第3 公共建築物等における地元産木材利用の目標

次に掲げる目標に沿って地元産木材の利用促進を図るものとする。

- （1） 公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、高さ13m以下かつ軒下9m以下で、延べ面積3,000㎡以下の施設は、地元産木材を使った木造化に努める。また、木造化が困難な場合においては、内装等に積極的に地元産木材を使った木質化に努める。
- （2） その他、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、地元産木材を使った物品を積極的に利用する。
- （3） 地元産木材の利用に対する町民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備する施設等においても、地元産木材の積極的な利用を促進する。

第4 地元産木材の利用を促進すべき公共建築物等

地元産木材の利用を促進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、秋田県の指針に即して可能な限り地元産材の利用に努める。

1 三種町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

- 2 机等の備品、消耗品
- 3 その他、公共の用に供する工作物

第5 地元産木材の利用促進に向けた取り組み

1 三種町の取り組み

三種町は建築物等における木材の利用に努めるとともに、民間団体その他の関係者の協力を得つつ、地元産木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- (1) 木材の利用の促進のための方針及び計画の策定
- (2) 木材の供給体制の整備
- (3) 木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供など
- (4) 木材の特性やその利用の促進の意義についての町民理解の醸成

2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者、林業事業体、木材加工業者その他の関係者は、本方針又は計画を踏まえ、三種町が実施する施策に協力するとともに、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 建築物等における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、積極的に木材を利用するよう努める（建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者）。
- (2) 三種町や建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める（林業事業体、木材加工業者その他の関係者）。
- (3) 地元産木材の安定的な供給体制の構築及び品質の向上に努める（林業事業体、木材加工業者その他の関係者）。

第6 その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項

1 地元産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

2 住宅への県産材利用の推進

秋田スギの家づくりを応援している県事業の周知に努めるとともに、供給グループの活動を支援する。

3 木質資源の多角的利用の推進

木質バイオマス発電への間伐材等の供給を促進するとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入を推進する。

附 則

この基本方針は、平成23年9月16日から施行する。

この基本方針は、令和4年12月26日から施行する。